

# お知らせ

## 毎週土曜日の役場の休みについて

### 光町役場

みなさんもすでにご存じのように、国や県の行政機関は、毎週土曜日が休みになっています。

そこで町も国や県の行政機関と歩調をとり、平成5年4月3日(土)から毎週土曜日を休みとさせていただきます。

ただし、町民会館(月曜日休館)と東陽病院は、いままでどおり業務を行います。

### 毎週土曜日

### 役場が休みの場合の行政サービスについて

毎週土曜日は、原則として日曜日、国民の祝日と同じ扱いとなります。

各種証明書の発行はできませんのでご注意ください。

ただし、次の事務については、当直が受付けを行います。

- ア 戸籍に関する届け出  
出生届、死亡届、婚姻届等の受付
- イ 埋葬許可証の発行
- ウ 災害発生等の緊急連絡の受付(火災については、消防署が対応します)  
緊急時の連絡については、今までどおり当直が受付けております。

### 新しい行政サービスの提供について

光町では、新たに4月から住民福祉課・税務課の窓口業務に係る事務について毎週金曜日のみ午後7時まで取扱時間を延長いたします。

なお、取扱内容は、下記のとおりですのでご注意ください。

また、平日の昼休み時間は業務を行っておりますのでご利用下さい。

- ・住民福祉課 証明書の発行〔住民票、年金証明、住所証明、印鑑証明〕  
届出の受付〔出生届、死亡届、婚姻届〕
- ・税務課 証明書の発行〔所得証明、固定資産評価証明〕  
税金の納付

\* 毎週土曜日の役場の休みについて、不明な点は総務課庶務係まで問い合わせ願います。

☎ 84-1211 (内線 113・114)